

## ○自転車運転者講習の実施に関する規則

〔平成27年5月28日〕  
公安委員会規則第3号

### (目的)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第14号に規定する講習（以下「自転車運転者講習」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (受講の命令)

第2条 公安委員会は、道路交通法第108条の3の4の規定による命令を決定した場合は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条の4の4の自転車運転者講習受講命令書（以下「命令書」という。）を被命令者に交付するものとする。

2 命令書は、手交するものとする。

3 公安委員会は、被命令者に出頭を通知する際に日程調整を行い、命令書の交付及び講習の実施を同日に行うことができる。

### (命令した旨の通知等)

第3条 公安委員会は、受講命令を行う場合は、当該受講命令の被命令者がその住所地を他の都道府県に変更していたときは、受講命令を決定した公安委員会（以下「命令公安委員会」という。）として、被命令者の現在の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）に、命令を決定した旨の通知（以下「通知」という。）を行うものとする。

2 通知は、命令通知書（第1号様式）を送付して行うものとする。

3 公安委員会は、前2項に規定する通知に併せて、被命令者に対する命令書の交付を住所地公安委員会に依頼して行うこと（次項において「命令執行依頼」という。）ができるものとする。

4 公安委員会は、他の都道府県の命令公安委員会から通知及び命令執行依頼を受け、住所地公安委員会として被命令者に命令書を交付した場合は命令執行通知書（第2号様式）を、被命令者が住所地にいない場合は命令書返送書（第3号様式）を当該命令公安委員会に遅滞なく送付するものとする。

### (受領書の徴収)

第4条 公安委員会は、命令書を交付する際は、被命令者から自転車運転者講習受講命令書受領書（第4号様式）を徴するものとする。

### (講習)

第5条 自転車運転者講習は、府令第38条第14項の規定に従い、自転車運転者講習

の講習科目及び時間割（別表）に基づき行うものとする。

- 2 自転車運転者講習は、公安委員会が認める施設において行うものとする。
- 3 自転車運転者講習は、原則として交通警察に従事する警部補以上の警察官又はこれに相当する職員で、交通安全教育の実務経験が豊富なものが実施するものとする。
- 4 自転車運転者講習を終了した者には、自転車運転者講習終了証書（第5号様式。以下「講習終了証書」という。）を交付し、副本を保管するものとする。
- 5 前項の講習終了証書を交付された者が、当該講習終了証書を亡失し、滅失し、又は棄損したときは、再交付申請書（第6号様式）により申請させた上で、保管している副本の写しを交付するものとする。
- 6 前項に規定する申請において、住所地が他の都道府県である者が再交付を申請する場合は、現住所地を管轄する公安委員会を經由して申請させるものとする。

（講習の委託）

第6条 自転車運転者講習は、府令第38条の3の要件を充たすと公安委員会が認めた者に委託することができる。

- 2 前条第4項及び第5項に規定する交付の手続は、前項の規定により委託を受けた者（以下「受託者」という。）が行うことができる。この場合において、受託者は、講習終了証書の写しを公安委員会に送付するものとする。
- 3 受託者は、自転車運転者講習を実施した都度、自転車運転者講習実施結果報告書（第7号様式）により、原則として講習実施当日に公安委員会に報告するものとする。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、自転車運転者講習の実施に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

別表及び様式 略



